平成２７年（フ）第２１号
宮崎県東臼杵郡美郷町北郷黒木576番地、前住所宮崎県延岡市無鹿町１丁目2134番地44
債務者　堀田　弥生（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２４号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目２番14―202号渡辺アパート、前住所宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番１―205号
債務者　塩月　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３０号
石川県加賀市片山津町成山１番地31　モンターニュアントルチェ202号室、従前の住所石川県加賀市片山津町セ154番地１
債務者　岡林　寛司
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１０７号
福井市文京６丁目35番24号　ＢＯＮハイツ'89―107、旧住所福井県越前市深草２丁目８番15号
債務者　笹木沙緒理
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
和歌山県新宮市木ノ川720番地の３
債務者　東阪　順子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第２６号
山口県岩国市錦町大野1141番地１
債務者　弘兼　治郎
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第３３号
沖縄県浦添市大平２丁目16番15―409号　シティコート大平
債務者　小川八津美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６７号
青森市浪岡大字本郷字松元65番地１
債務者　鎌田　雅幸
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
神戸市東灘区本山中町４丁目２番18号　本山ビル302号
債務者　玉置　　均
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０号
広島県福山市南手城町４丁目20番28―301号サンシャイン橋本
債務者　富山慶子こと　余　　慶子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６１号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目12番１号イースタンパレス浦賀201
債務者　仲西美由紀
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７号
和歌山県紀の川市古和田487番地１エクセル21―103
債務者　品川　浩美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
和歌山県岩出市山980番地の２　315号
債務者　春村　昭子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
和歌山市有本221番地の36
債務者　岡本あゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７４号
和歌山市船所138番地の13
債務者　尾崎　美幸（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７６号
和歌山市中之島772番地の９　２Ｆ
債務者　竹田　詠造
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８０号
和歌山県橋本市隅田町中下152番地の10
債務者　山崎　亮一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係